

労災保険の給付を受給していた皆様へ

2004年7月以降に支給された労災保険の給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出ていました。この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している労災保険の給付額に影響が生じています。

このため、2004年以降に労災保険の給付を受給した方の一部に対し、追加給付が必要となりました（現在受給中の方も該当する場合あり）。

国民の皆様にも不利益が生じることのないよう、2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。

御迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年7月以降
次の給付を受けた方
が追加給付の対象
になり得ます

- ◆ 傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆ 障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆ 遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆ 休業（補償）給付、休業特別支給金 等

※ 2004年7月以降に給付を受けた方でも、時期や賃金日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

※ 労災保険の追加給付の平均額の現時点の見通しは、年金給付で約9万円、休業補償で一ヶ月当たり約300円です。ただし、実際には個々人の方によって異なります。

労災保険の追加給付については、システムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、できる限り速やかに、順次、開始することを予定しています。

システム改修等の準備が整い次第、把握しているご住所宛てに、お手紙にてご連絡を差し上げることを予定しています。

転居等で住所が不明となった方や受給者がお亡くなりの方については、記者発表やホームページ等を通じて追加給付の可能性がある給付の種類や受給時期等をお示しし、国民の皆様にも申し出ていただくようご協力をお呼びかけしていきます。

今後、追加給付事務の準備状況、追加給付開始後は追加給付の進捗状況も厚生労働省ホームページにて公表していきます。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。

支給決定通知・支払振込通知、年金証書、変更決定通知書



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

★雇用保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-807

(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)

★労災保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-952-824

★船員保険追加給付問合せ専用ダイヤル 0120-843-547
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。

ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話することはありませんので、これらをかたる電話があった場合はご注意ください。

